

令和 8 年 7 月 3 1 日 東京地方裁判所刑事第 1 0 部宣告

令和 8 年（わ）第 1 3 3 2 1 号 麻薬及び向精神薬取締法違反被告事件

主 文

被告人を拘禁刑 1 年に処する。

この裁判確定の日から 3 年間その刑の執行を猶予する。

東京地方検察庁で保管中の大麻 1 点（令和 8 年東地領第 2
1 7 1 号符号 1）を没収する。

理 由

【罪となるべき事実】

被告人は、みだりに、令和 8 年 5 月 2 7 日、東京都板橋区（住所省略）
A 店において、麻薬である大麻を含有する乾燥植物細片約 0. 8 3 1 グラ
ム（主文の大麻はこの鑑定残量）を所持した。

【量刑の理由】（求刑：拘禁刑 1 年、主文同旨の没収、弁護人科刑意見：
執行猶予）

本件は、プロバレーボール選手である被告人が、日本代表合宿期間中に、
パチンコ店で、微量とはいえない量の大麻を所持した事案である。大学生
のころから薬物の使用を開始し、シーズンオフには、匿名性の高いアプリ
を用いて売人から大麻を入手して交際相手と使うこともあった、本件は合
宿所から持ち出した大麻を置き忘れたものであるなどという被告人の供述
を前提にしても、大麻を含む薬物に対する親和性には浅からぬものがある。

そうすると、被告人は相当期間の拘禁刑を免れないが、前科前歴がない
ことや、反省の態度を示していること、家族による支援が見込まれること
なども考慮し、刑の執行を猶予する。

令和 8 年 7 月 3 1 日

東京地方裁判所刑事第 1 0 部

裁判官 小 野 裕 信